

「令和8年度EBPM推進に係るアドバイザー業務」委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、愛媛県（以下「県」という。）が発注を予定している「令和8年度EBPM推進に係るアドバイザー業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、業務予定者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

令和8年度EBPM推進に係るアドバイザー業務

3 目的

限られた行政資源を最大限に活用し、複雑化・多様化する行政需要に的確かつ機動的に対応するため、成果重視政策マネジメントによる政策経営を行っている中、本県におけるEBPM（Evidence-based Policy Making）の取組みとして、成果獲得の確度を高める事業立案について、専門家から、現状把握・分析、エビデンスやデータの収集、ロジックモデルの作成、評価指標設定、検証手法の選択など立案プロセスに対する専門的な知見に基づく支援を受けるとともに、EBPM実践に必要な知識の習得・能力向上を目的とした人材育成研修を行うことにより、本県におけるEBPMの定着・促進を図る。

また、支援を通じ、本県におけるEBPM定着に向けた今後の取組みや成果重視政策マネジメントとの連携の仕組み等の検討に資する知見を深める。

4 事業費（委託料）

4,974,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 業務内容

「愛媛県におけるEBPMの推進に向けて」（別紙1参照）及び「成果重視政策マネジメント推進プラン」（別紙2参照）の趣旨を踏まえ、以下の業務を行う。

(1) 立案支援に向けた事前準備

(2)の支援を行う対象の選定等に係るアドバイスを行う。

EBPMの定着推進にあたり、KGI、KPIの達成に向けた事業（手段）の有効性を検証する対象の選択について、考え方等を定めることにも資するアドバイスとすること。

(2) 令和9年度に実施する事業の立案支援（EBPM実践手順（別紙3参照）に従い、県が選定した2部局において、2事業以上の立案支援を行うこと）

①現状・問題の把握と目的の整理

事業課と協議をしながら現状把握、問題の洗い出し、事業目的等を整理する。

②関係成果指標の整理

愛媛県総合計画^{*}に掲げる政策KGI、施策KGIなど関係成果指標と立案する事業の関係を整理する。

※「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」(県ホームページ掲載)を参照のこと

③エビデンスの確認、データ収集・分析

課題解決に有効な因果関係の確認された手段(エビデンス)の有無の確認や立案のために必要なデータの収集・分析をする。

④ロジックの整理

立案する事業について、県総合計画に掲げる目的までの論理的な繋がりを、ロジックツリーやロジックモデルを作成し整理する。

⑤事業内容、検証手法、評価指標の設定

①～④の作業を踏まえ、事業内容、因果推論を行うための適切な分析手法の選定、評価指標を設定する。

(3) 対面形式の職員研修

受講者に対し、E B P Mを実践するために必要な知識・スキルを職員に習得させるため、E B P M実践手順に従い、成果獲得の確度を高める施策立案に向けた研修を行う。なお、受講者の募集は県が行う。

①日程

令和8年6月頃

②対象、定員

愛媛県職員、1回あたり約50名

③実施回数

2～4回

④内容

E B P M実践手順に従い事業を立案するほか、成果物を用いて議論する。

受講者がE B P Mを実践するにあたり、施策を検討する流れや必要な手法、施策立案段階でのE B P Mを実践するプロセスを習得できる内容とすること。

⑤実施方法

対面によるワークショップ形式

※会場は県が用意する。

(4) 協議内容等の記録

(1)、(2)における協議内容等を記録し、県の確認を受けること。

(5) 報告書の作成

(1)～(3)の業務の実施結果及び本業務を踏まえ本県におけるE B P Mの取組みに対する改善点やK P Iマネジメントとの効果的な連携等を示した報告書を作成する。

7 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

(3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託

者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は業務を第三者に再委託してはならない。

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から県に提出された事業計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

10 その他

- ・業務の実施にあたっては県と協議を重ねながら実施するものである。
- ・本仕様書に定めのない事項、疑義等があった場合については、必要に応じ県と協議を行い進めるものとする。